

経営体制

経営の監督と執行の機能を分離し、透明性の高い経営体制を確立するとともに「分社・持株会社制」をとって、グループ全体の企業価値の向上を図っています。

コーポレートガバナンス

コニカミノルタは、コーポレートガバナンス(企業統治)を強化していくことが、ステークホルダーへの責任を全うするために重要であると考え、事業再編などの適時適切な意思決定を行うことができる経営・ガバナンス機構を構築してきました。

委員会設置会社

コニカミノルタホールディングス(株)(以下、ホールディングス)は、「委員会設置会社」を採用するとともに、経営監督を行う取締役と業務執行を行う執行役に機能を分離させています。

執行役は、取締役会から委任を受けた業務を執行します。執行された業務内容については、取締役会の監督と監査委員会の監査を受けることで、経営とコンプライアンスの両面から健全性を担保しています。

取締役会は、重要な取引関係がなく、独立性が高い社外取締役4名を含めて、執行役を兼務しない取締役が過半数を占めています。また、取締役会議長も執行役を兼務していない取締役が務めることで、取締役会の監督機能を確保しています。

3委員会の構成 (2010年4月1日現在)

●は委員会委員長

	指名委員会	監査委員会	報酬委員会
取締役(取締役会議長)	○		
取締役(社外)	○	●	
取締役(社外)	●		○
取締役(社外)		○	●
取締役(社外)	○	○	○
取締役	○	○	○
取締役		○	○

※ 現在、3委員会はすべて、執行役を兼務しない取締役に構成されています。

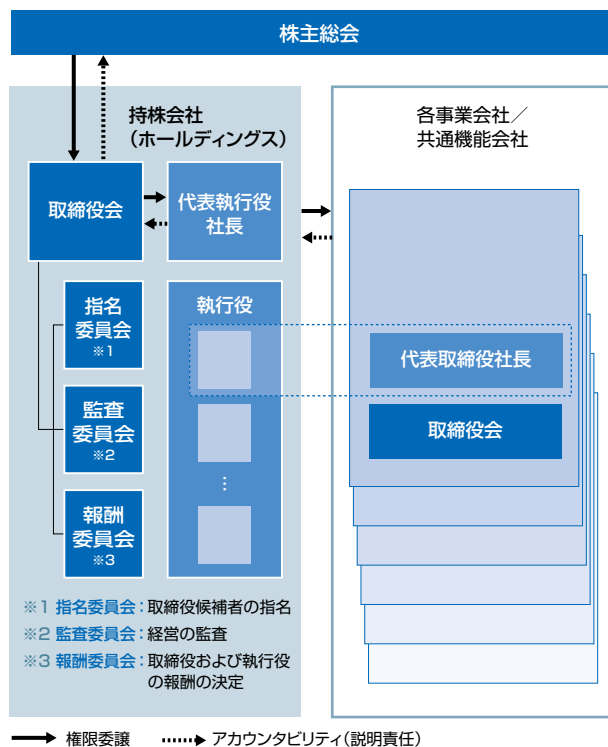
持株会社制

コニカミノルタは、持株会社、事業会社、共通機能会社による「分社・持株会社制」をとっています。

すべての事業を個別に分社して、経営判断の迅速化、競争力の強化を図るとともに、グループ内の基礎研究や間接業務を共通機能会社に集約し、効率化と機能強化を図っています。事業会社、共通機能会社の代表取締役社長はホールディングスの執行役が兼務し、業務執行に必要な権限と責任が各社に委譲されています。

こうした体制のもと、ホールディングスは、統率のとれたグループ経営およびガバナンスに集中し、グループ全体の企業価値向上を図っています。

コーポレートガバナンス体制



コンプライアンス

コニカミノルタは、2003年10月、「コニカミノルタグループコンプライアンス行動指針」を制定しました。この行動指針を、日本国内のグループガバナンスを貫くものとして、企業活動におけるすべての行動において最優先すべきものと位置づけています。

また、海外においても、この行動指針をベースに、コンプライアンスを実践するためのマニュアルや「Code of Conduct（行動規範）」を作成しています。

コンプライアンス推進体制

コニカミノルタは、ホールディングスの代表執行役社長をグループコンプライアンスの最終責任者とし、取締役会が任命した担当執行役が、諮問委員会として「グループコンプライアンス委員会」を設置しています。この委員会は、各事業会社、共通機能会社に設置されたコンプライアンス委員会の委員長（原則、社長）によって構成されています。さらに、ホールディングスの法務部門が、海外を含むすべての関連会社のコンプライアンス活動を直接的、間接的に支援し、統括しています。

「コンプライアンス担当執行役による対話プログラム」の実施

2009年度は、販売会社を対象に「コンプライアンス担当執行役による対話プログラム」を実施しました。

日本では、全国9カ所の各社販売拠点で開催し、合計約300名の役員、管理職が参加しました。社内外の具体的な事例に触れながら、マネジメント層がコンプライアンスを職場で語ることの重要性、部下とのコミュニケーションの重要性を訴えました。

また、米国、英国、ドイツ、フランス、チェコを訪問し、コンプライアンスに関連する各社の活動状況の報告を受けるとともに、意見交換を行いました。

リスクマネジメント

コニカミノルタは、ホールディングスの代表執行役社長をリスクマネジメントおよびクライシスマネジメントの責任者とする管理体制を構築しています。2010年4月には、当社に起こり得るさまざまなリスクについて、重大な欠落なく想定し、対応策を怠りなく講じるための体制強化と、危機（クライシス）発生時の報告・指示体制の整備を行いました。

リスクマネジメント体制の構築

戦略リスク、オペレーショナルリスク、財務リスクなど、企業活動におけるさまざまなリスクに対して、ホールディングスの担当執行役がそれぞれの担当職務に関わるリスク管理（リスクの抽出・評価や対応策設定、状況確認）を行います。また、ホールディングスの取締役会で指名された執行役（現在は代表執行役社長）を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を定期的または必要に応じて臨時に開催しています。この委員会では、企業活動に関して抽出されたリスクとその対応策を確認するとともに、リスクマネジメントシステムが有効に機能しているかどうかの確認・見直しを行います。

クライシスマネジメント体制の構築

さまざまなリスクによって発生するクライシスに対して、迅速かつ適切な対応と情報公開を行い、事業および社会に及ぼす影響の最小化を図る体制を構築しています。ホールディングスの取締役会で指名された危機管理担当執行役を委員長とする「危機管理委員会」を設置し、クライシス発生時の対応策や行動手順を審議、策定しています。

また、クライシス発生時に、危機管理担当執行役に加えて、ホールディングスの代表執行役社長が事態の把握と意思決定を迅速に行うため、緊急連絡体制を見直すとともに、重大案件については代表執行役社長が陣頭指揮をとる体制を構築しています。